

東城ロータリークラブ 内規

1. 会員入退会

- (1) 会員が転任等のため退会し同一事業所より他の者が入会した場合、入会金は規定どおり徴収、会費は前会員のものを充当する。
- (2) 新会員が期の途中入会した場合は、会費は月割りとして計算する。

2. 諸会議の参加

- (1) 協議会等に出席義務者が出席できないときは、義務者は責任を持って出席者をさがし、代理人なく欠席したる場合、予納金は登録者の負担とする。
- (2) インフォーマルミーティング（家庭集会）の費用は、ホストの負担とする。出席者は各自所定の負担金を拠出して費用の一部に充当する。

3. 出席

例会に出席できない時は、当日午前 10 時までに幹事、SAA または事務局へ届け出る
こと。

4. プログラム

卓話者に対する謝礼は、原則として 3,000 円相当の品物とする。車馬賃はプログラム
委員長に一任する。

ただし、会員には謝礼を出さない。

5. スマイルボックス

項目	金額	項目	金額
無届欠席者	1,000 円以上	その他(例として)	2,000 円以上
遅刻・早退	200 円以上	ゴルフ・マーじゃん・囲碁・	
服バッジ忘れ	200 円以上	将棋などの優勝	
会員誕生日祝	3,000 円以上	幼稚園・学校入学卒業	
会員配偶者誕生日祝	3,000 円以上	子供・孫さんの誕生	
結婚記念日祝	3,000 円以上	各種団体役員就任	
創業記念日祝	3,000 円以上	PTA 会長就任	
入会記念日祝	3,000 円以上	年初めの年男	
新築祝	5,000 円以上	会員の厄年	
子息などの結婚祝	3,000 円以上	海外旅行をされた方	
		各種表彰受賞者又は団体	
		自家用乗用車新車購入	
		株主総会無事終了など	

附則 2006 年 7 月 1 日改正

東城ロータリークラブ 慶弔規定

第1条 適用範囲

この規定は東城ロータリークラブ会員およびその家族に対する慶弔並びに見舞いに関して定める。

第2条 届出

この規定は、慶弔並びに見舞いに関する事実発生の日から2ヶ月以内に、当該会員または家族、あるいはその事実を知った他の会員又は家族から会長に届出のあったものに適用する。

第3条 実行

第6条以下第8条までの実行に当たっては、会長および幹事が同行してこれを行うものとする。但し会長・幹事のうちいずれかに差し支えある場合は適宜代行者を以てこれに代えることができる。

第4条 出生

会員の子供が誕生した場合は、次の通りお祝いの金品を贈る。

10,000 円

第5条 結婚

会員又はその子供が結婚した場合は、次の通りお祝いの金品を贈る。

- | | |
|-----------|--------------|
| (イ) 会員 | 祝電と 20,000 円 |
| (ロ) 会員の子供 | 祝電と 10,000 円 |

第6条 傷病

会員又は会員配偶者が1ヶ月以上の傷病にかかった場合は、次の通り見舞金を贈る。

- | | |
|-----------|----------|
| (イ) 会員 | 10,000 円 |
| (ロ) 会員配偶者 | 10,000 円 |

第7条 災害

会員の住居又は職場が、火災・風水害その他の不慮の災害により著しく被害をこうむった場合は、その実状により見舞いを行うことができる。

前項の見舞いの金額は、その都度理事会にて決定する。

第8条 死亡

会員及びその家族が死亡した場合は、次の通り香典及び花輪等を供する。

(イ) 会員の死亡

香典 30,000 円、花輪又は生花一對、弔辞

(ロ) 会員配偶者の死亡

香典 20,000 円、花輪又は生花一對、弔電

(ハ) 1 等親族の死亡

香典 10,000 円、花輪又は生花一對、弔電

(ニ) その他の同居親族の死亡

弔電

第9条 新築

会員が自宅を新築した場合は、次の通りお祝いを贈る。

10,000 円程度のお祝い品

第10条 長寿

古希(70 歳)・喜寿(77 歳)・米寿(88 歳)・白寿(99 歳)にあたる会員、および金婚(50 年)・銀婚(25 年)を迎えた会員には次の通りお祝いを贈る。

(イ) 古希 5,000 円程度の祝品

(ロ) 喜寿 10,000 円程度の祝品

(ハ) 米寿 30,000 円程度の祝品

(ニ) 白寿 50,000 円程度の祝品

(ホ) 金婚(配偶者同伴) 花束と 20,000 円程度の祝品

(ヘ) 銀婚(配偶者同伴) 花束と 10,000 円程度の祝品

第11条 退会

会員が退会をする場合は、次の通り記念品を贈る。

5,000 円程度の記念品

第12条 規定外慶弔

その他必要と認める場合については、その都度理事会において協議決定する。

附則 2006 年 7 月 1 日改正

東城ロータリークラブ旅費規程

当クラブ会員が下記協議会等に出席する場合は、出席義務者に限り、実費を支給する。

1. 地区大会
2. インターシティ・ミーティング
3. 地区協議会
4. 地区主催の会議

(注)

- (1) JR利用の場合の運賃は順路により算出するものとし、各種急行・指定席を利用したときは、この料金を加算する。
- (2) 自家用車の提供及びこれを利用した出席義務者に対しては次の通りとする。下記に定めのない地域はその都度理事会で決定する。

- ① 庄原 (往復 66km) 平日 3000 円 土日祝日 2000 円
- ② 三次 (往復 102km) 平日 4000 円 土日祝日 3000 円
- ③ 広島市(往復 256km) 平日 8000 円 土日祝日 6000 円

なお、出席者が複数で便乗の場合、便乗者には支給しないものとする。

- (3) その他諸経費については理事会において決定する。

附則 2010 年 2 月 3 日改正